

岩国市文化的景観エンブレムの使用について

令和5年4月1日
岩国市錦帯橋課

文化的景観の保存活用の推進のため、岩国市文化的景観エンブレムについては次のとおり使用いただけます。

1 使用の手続き

○岩国市(以下「市」)が保有する文化的景観エンブレム(以下「エンブレム」)を使用する場合は、あらかじめ「文化的景観エンブレム使用申請書」に必要な書類を添えてメール、郵送又は持参により提出し、承認を受けてください。

申請書提出・問い合わせ先

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

岩国市文化スポーツ振興部錦帯橋課

メールアドレス kintaikyo@city.iwakuni.lg.jp

電話 0827-29-5107

○次のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができます。

- (1) 国又は地方公共団体が実施する事業に使用するとき。
- (2) 個人が個人的に使用するとき。
- (3) (1)(2)で掲げるもののほか、市が適当と認めるとき。

2 使用の禁止事項

○次のいずれかに該当するときは、エンブレムを使用することができません。

- (1) 文化的景観の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるとき。
- (2) 別紙「岩国市文化的景観エンブレム使用マニュアル」に定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) 前各号で掲げるもののほか、承認することが不適当と認められるとき。

3 使用の承認

○申請書の提出があった場合、上記の使用の禁止事項に該当する場合を除き、エンブレムの使用を承認するものとし、「文化的景観エンブレム使用承認通知書」をもって通知します。

○エンブレムの使用目的、方法等により「文化庁 AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS」の入っていないデザインを使用承認とする場合があります。

○使用の承認に当たり、市が必要と認めるときは、条件を付すことができます。

4 使用料

○文化的景観エンブレムの使用に係る使用料は、無料とします。

5 使用期間

○文化的景観エンブレムの使用期間は原則無期限とします。

6 使用上の遵守事項

○エンブレムの使用承認を受けたものは、次の事項を遵守してください。

(1) 承認された内容により使用し、市の指示する条件に従うこと。

(2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 「岩国市文化的景観エンブレム使用マニュアル」に定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと。

○上記に違反していると認められるときは、使用に係る承認を取り消し、使用の中止を求める場合があります。

7 責任の制限

○使用承認の取り消しに伴ってエンブレムの使用を中止した場合において、使用承認を受けたものに損害が生じても、市はその責を負いません。

○エンブレムの使用承認を受けたものが、エンブレムの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負いません。

8 見本品の提出

○エンブレムの使用承認を受けたものは、その使用に係る物品等の見本品(写真も可)を市に提出してください。

年 月 日

文化的景観エンブレム使用申請書

岩国市長

様

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

次のとおり文化的景観エンブレムを使用したいので、申請します。

使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 数 量	
使 用 場 所	
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
担当者連絡先	所 属 : 氏 名 : 電話番号 : メ ー ル :

1. 添付書類

- 企画書 (デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等)
- 申請者の概要が分かるもの
- その他参考となる資料

2. 必要なデザインデータ

- JPEG
- AI
- PDF
- データ不要

年 月 日

文化的景観エンブレム使用承認通知書

様

岩国市長

年 月 日付けで申請のあった文化的景観エンブレムの使用について、次のとおり承認します。

記

使用目的	
使用方法	
使用数量	
使用場所	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
承認にあたっての条件	

1 使用上の厳守事項

- (1) 承認された内容により使用し、市の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「岩国市文化的景観エンブレム使用マニュアル」に定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと。

2 見本品等の提出

文化的景観エンブレムの使用に係る物品等の見本品（写真も可能）を市に提出してください。